

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年12月16日 |
| 【計算期間】 | 第10期（自平成21年3月26日 至平成21年9月25日） |
| 【ファンド名】 | MHAM物価連動国債ファンド |
| 【発行者名】 | みずほ投信投資顧問株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 田中 慎一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区三田三丁目5番27号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 商品開発部長 三木谷 正直 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区三田三丁目5番27号 |
| 【電話番号】 | 03-5232-7700 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてMHAM物価連動国債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、わが国の物価連動国債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 （収益の源泉となる資産） |
|----------------|----------------|------------------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合 |

・商品分類定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

| 投資対象資産 （実際の組入資産） | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---------------------|------|--------|------|
|---------------------|------|--------|------|

| | | | |
|------------------------------------|-----------|---|-------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング | ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ |
| 債券 一般 | 年2回 | | |
| 公債 | 年4回 | | |
| 社債 | 年6回（隔月） | | |
| その他債券 クレジット属性 | 年12回（毎月） | | |
| 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） 資産複合 | 日々 その他 | | |

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・公債」です。

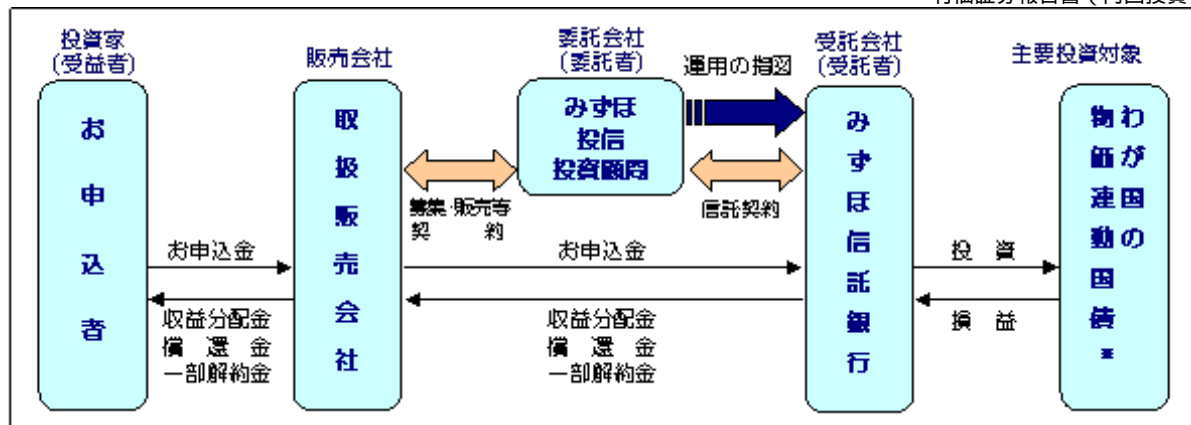
・属性区分定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|-------------------|---|
| その他資産 （投資信託証券） | 目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。 |
| 債券・公債 | 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて、債券へ投資を行います。 |
| 年2回 | 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |

- （注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- （注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。
- （注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する目論見書、信託約款、運用報告書等の交付 等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成を行うとともに、自ら受益権の募集等、一部解約の実行の請求の受け、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

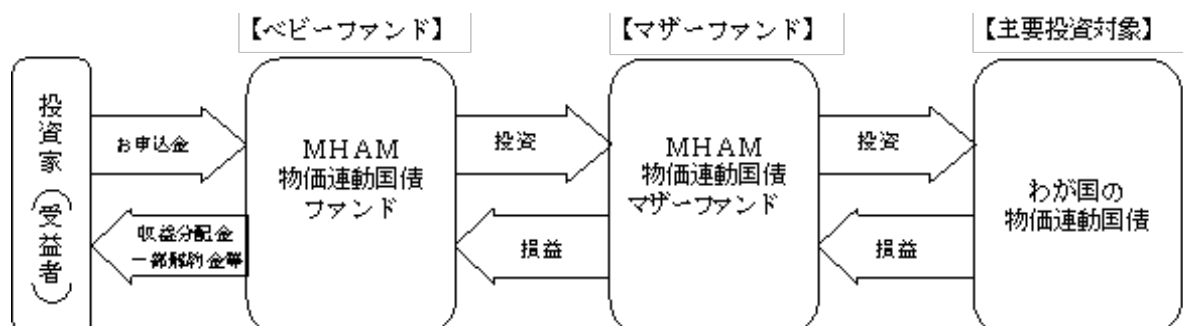
受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※主要投資対象であるわが国の物価連動国債には、主として、MHAM物価連動国債マザーファンドを通じて投資を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM物価連動国債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成21年11月30日現在)

2．会社の沿革

| | |
|------------|--|
| 昭和39年5月26日 | 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立 |
| 平成9年10月1日 | 「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更 |
| 平成11年7月1日 | 「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更 |
| 平成19年7月1日 | 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更 |

3．大株主の状況(平成21年11月30日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|------------------------------|-------------------------------------|------------|-------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 | 1,038,408株 | 98.7% |
| ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー | 米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地 | 13,662株 | 1.3% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

MHAM物価連動国債マザーファンドを主要投資対象とします。

2．投資態度

a．主としてわが国の物価連動国債を主要投資対象とするMHAM物価連動国債マザーファンド受益証券への投資を行います。

b．運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。

．主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、将来のインフレリスクをヘッジし、実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

．物価連動国債を中心とする公社債の平均残存期間は、7年±3年程度を基本とします。

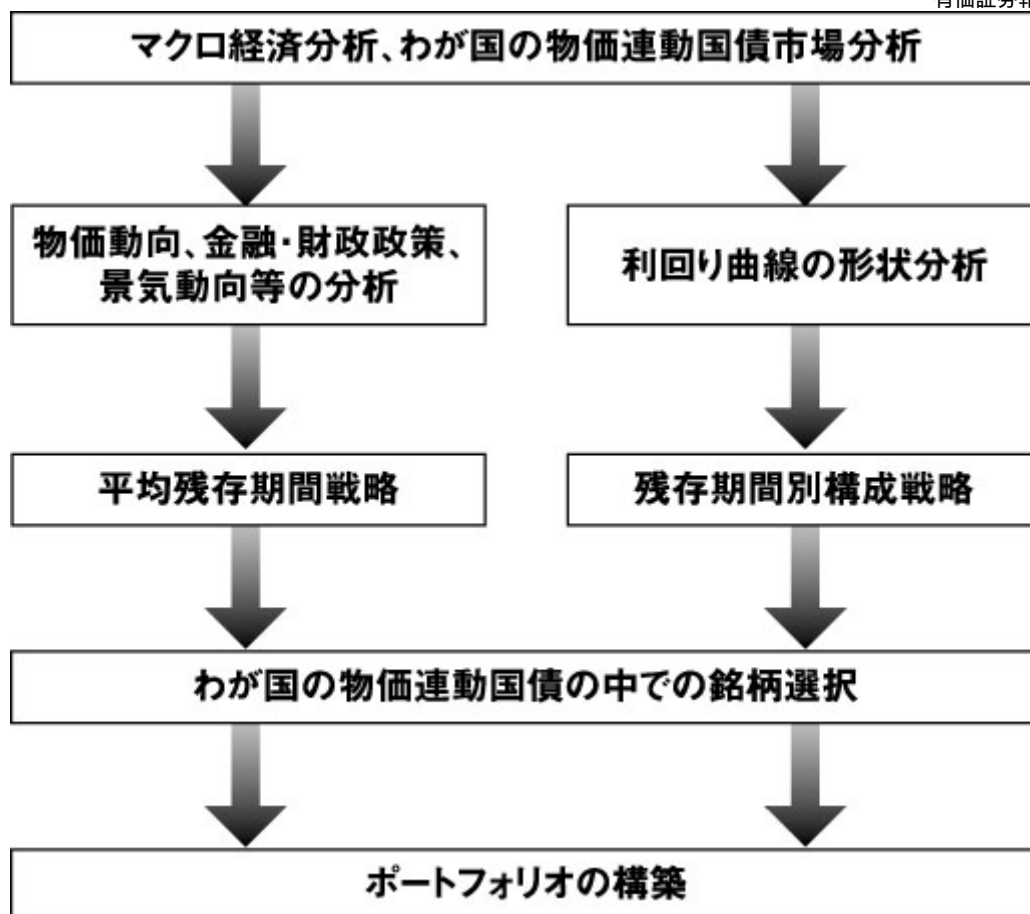
平均残存期間とは、各組入れ公社債の残存期間(償還までの年数)を、各組入れ公社債の額面金額に応じて加重平均して算出したものです。

．公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

c．マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

d．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの投資プロセス



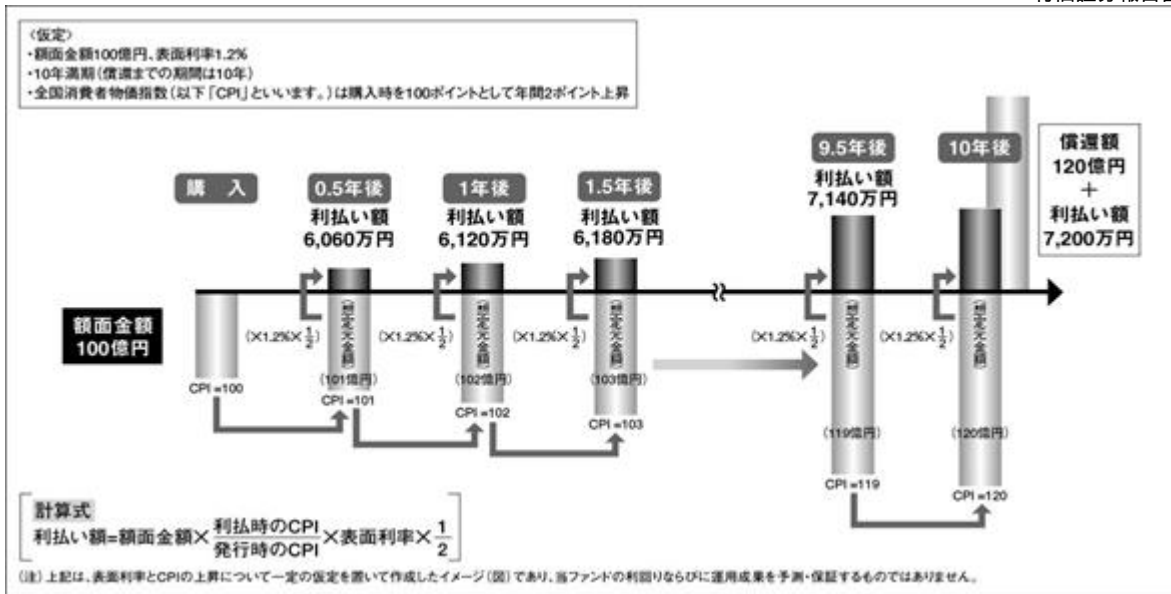
1. 当ファンドの運用は、マクロ経済分析会議によるマクロ経済分析、国内債券投資分析委員会による公社債市場分析を基に行われます。
2. マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づき平均残存期間戦略（組入公社債の平均残存期間をどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか）、残存期間別構成戦略（償還までの期間がどの程度の長さの物価連動国債に投資の重点を置くか）を策定します。
3. 以上のプロセスにより決定された戦略を基に、当ファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。

（参考1：物価連動国債とは）

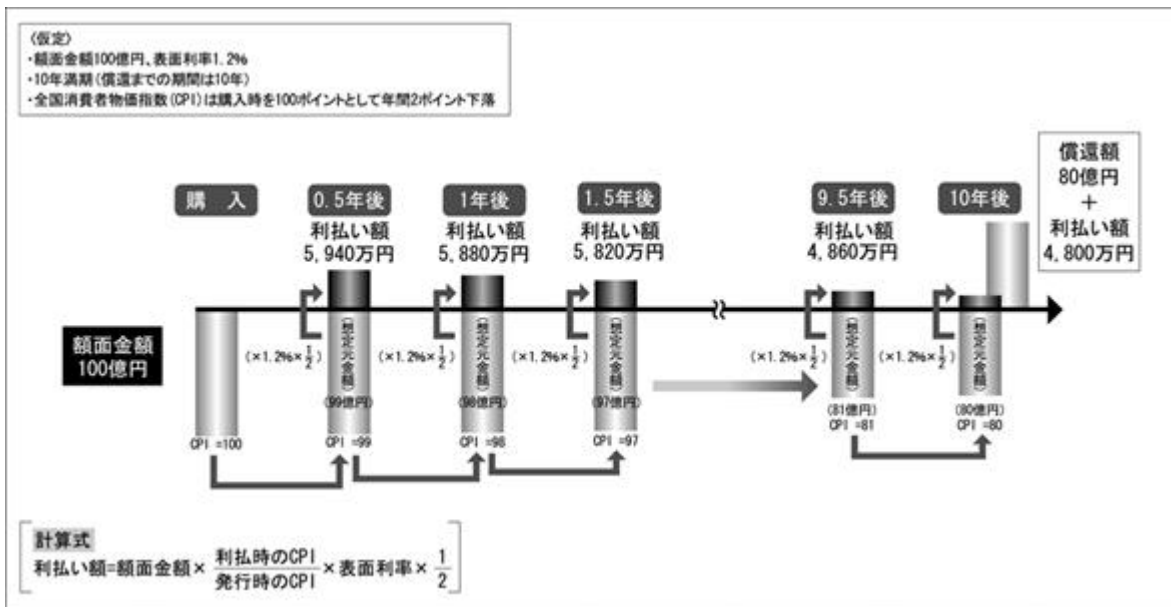
- ・元金額や利払い額が物価の動きに連動して増減する国債です。
物価連動国債の発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元金額が増加し、反対に物価連動国債の発行後に物価が下落すれば、その下落率に応じて元金額が減少します（以下、増減後の元金額を「想定元金額」といいます）。
- ・償還（満期）までの期間は10年で発行され、償還額は、償還までの物価の変動に応じて決まる「償還時点での想定元金額」となります（元本保証はありません）。
なお、利払いは年2回で、表面利率は発行時に固定されていますが、「各利払い時点での想定元金額」に表面利率を乗じて毎回の利払い額が算出されるため、物価上昇により想定元金額が増加すれば、利払い額も増加します。
- ・基準となる物価は、「全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）」となります。
物価連動国債の発行形態の多様化により、償還期限などの発行条件等は変更になる場合があります。また、平成21年10月31日現在、譲渡制限（個人など購入のできない者）の規定がありますが、法令が変更になった場合等には変更される場合があります。

（参考2：物価連動国債のイメージ（図））

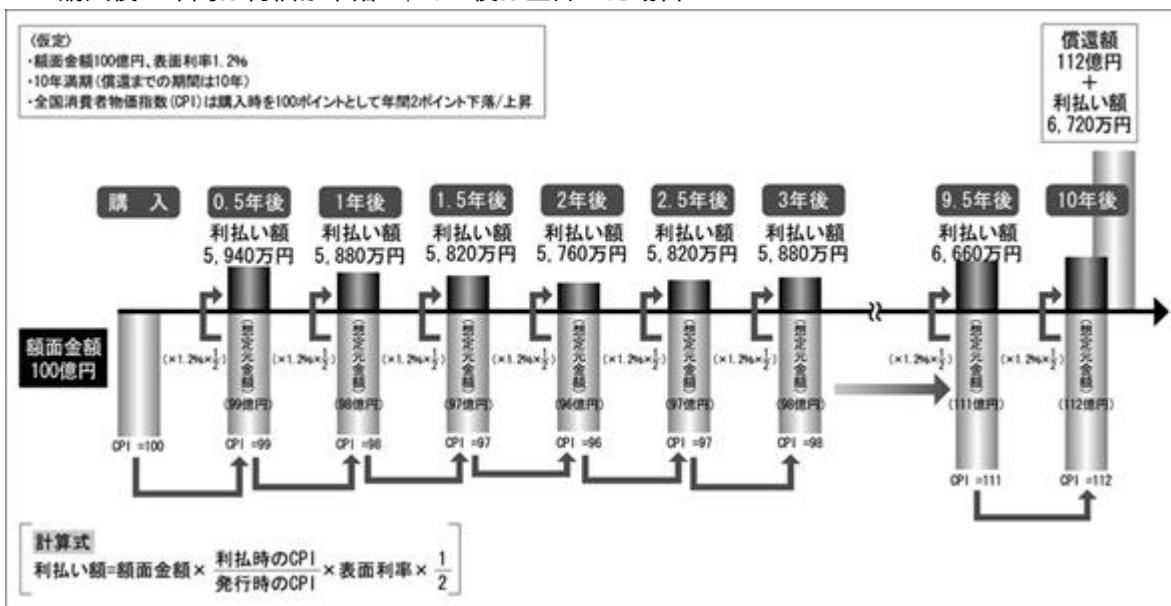
物価の上昇が続いた場合



物価の下落が続いた場合



購入後2年間は物価が下落し、その後は上昇した場合



上記の各イメージ(図)は、物価連動国債の表面利率と全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)の上昇・下落等について一定の仮定を置いて作成したものであり、当ファンドの利回りならびに運用成果を予測・保証するものではありません。また、実際の運用にあたっては、発行条件が異なる複数の物価連動国債をファンドに組入れることを基本とするため、仮定条件通りであっても、当ファンドにおいては、必ずしも上記と同一の運用成果が得られるものではありません。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAM物価連動国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建てのものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. ~ 7. の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、6.の証券および8.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9.の証券および10.の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
 2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
 3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
 4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
 5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成21年9月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算期末(原則として3月及び9月の各25日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

2. 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行うものとし、
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、委託会社は、委託会社の自らの募集に応じた収益分配金の再投資に関する契約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、この信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとし、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第24条および約款第25条)

1. 委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得するものに限り行うことができるものとします。
「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。(以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券(約款第22条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第26条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、

有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)、ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を差し引いた額に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。))とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。))とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り(約款第31条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ(約款第32条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第39条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変

動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主としてMHAM物価連動国債マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関およびみずほ投信投資顧問株式会社が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

物価変動リスク

当ファンドにおける物価変動リスクとは、物価変動により、物価連動国債の元金額や利払い額が変動するリスクをいいます。

物価の上昇は、物価連動国債の元金額や利払い額を増加させるため、当ファンドが投資する物価連動国債の価格にプラスの影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を上昇させる要因となります。一方、物価の下落は、物価連動国債の元金額や利払い額を減少させるため、当ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。なお、物価連動国債の元金額や利払い額の増減の基準となる物価としては、各時点の約3ヵ月前の全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)が用いられるため、直近の物価変動が物価連動国債の元金額や利払い額に反映されるのは、約3ヵ月後となります。

物価連動国債の元金額や利払い額が物価に連動して変動する事例については、前掲「物価連動国債のイメージ(図)」をご参照ください。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する物価連動国債等の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、一般に、景気の拡大に伴ない金利が上昇する局面においては、少し遅れて物価も上昇する可能性が高いと考えられており、その場合には、金利上昇が当ファンドの基準価額に与えるマイナスの影響の一部または全部が、物価上昇によるプラスの影響により相殺される可能性があります。一方、物価上昇を伴わない金利上昇が起こった場合には、金利上昇により当ファンドが組入れている物価連動国債の価格は下落しますが、当該国債の元金額や利払い額には変動がないことなどから、当ファンドの基準価額は、金利上昇によるマイナスの影響のみを受け、下落することがあります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意

が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資対象は公社債ですが、転換社債等の転換等により信託財産の純資産総額の10%以下で株式を取得する場合があります。そのような場合において、当ファンドが投資する企業の株価の下落は当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

その他留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た金額とし、平成21年12月16日現在における手数料率の上限は1.05%（税抜1%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が別途課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記 に定

める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

販売会社で支払いを受けた換金代金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、申込手数料を上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの各計算期間の前計算期間の終了日の前5営業日間におけるわが国の無担保コール翌日物金利(加重平均値)の平均値の水準に応じ、以下に定める率(以下「信託報酬率」といいます。)を、各計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に乗じて得た額とします。なお、平成21年12月16日現在の信託報酬率は、年率0.42%(税抜0.4%)です。

| 無担保コール翌日物金利 (加重平均値)の平均値 | 総計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|----------------------------|--------------------|------------------------|----------------------|------------------------|
| 0.5%未満の場合 | 0.420% (税抜0.4%) | 0.16275% (税抜0.155%) | 0.2205% (税抜0.21%) | 0.03675% (税抜0.035%) |
| 0.5%以上1%未満の場合 | 0.525% (税抜0.5%) | 0.2205% (税抜0.21%) | 0.2625% (税抜0.25%) | 0.04200% (税抜0.04%) |
| 1%以上の場合 | 0.630% (税抜0.6%) | 0.26775% (税抜0.255%) | 0.3150% (税抜0.3%) | 0.04725% (税抜0.045%) |

なお、信託報酬のうち、委託会社による募集にかかる部分については、販売会社への配分相当額を委託会社が収受します。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

以上の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(解約請求受付日の基準価額の0.1%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税7%および

地方税3%)の税率 による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）税率 による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率 による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

3. 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年10月23日現在）

| 資産の種類 | | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------|------------------------------|------|---------------|---------|
| 有価証券 | 親投資信託受益証券(MHAM物価連動国債マザーファンド) | 日本 | 8,478,097,464 | 99.96 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2,629,586 | 0.03 |
| 合計(純資産総額) | | | 8,480,727,050 | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。(以下同じ。)

(参考) MHAM物価連動国債マザーファンド

| 資産の種類 | | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------|---------------------|------|---------------|---------|
| 有価証券 | 国債証券 | 日本 | 8,652,340,337 | 99.16 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 73,065,741 | 0.83 |
| 合計(純資産総額) | | | 8,725,406,078 | 100.00 |

(2) 【投資資産】（平成21年10月23日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 数量(口数) | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|----|-------------------|-----------|------|---------------|-----------|---------------|----------|---------------|---------|
| 1 | MHAM物価連動国債マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 8,044,498,970 | 1.0591 | 8,519,928,860 | 1.0539 | 8,478,097,464 | 99.96 |

(参考) MHAM物価連動国債マザーファンド

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還期限 | 数量(券面総額) | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|----|--------------------|------|------|-------|-------------|---------------|-----------|---------------|----------|---------------|---------|
| 1 | 第4回利付国債(物価連動・10年) | 国債証券 | 日本 | 0.5 | 2015年6月10日 | 3,305,000,000 | 92.00 | 3,071,006,000 | 91.70 | 3,057,961,165 | 35.04 |
| 2 | 第2回利付国債(物価連動・10年) | 国債証券 | 日本 | 1.1 | 2014年6月10日 | 2,100,000,000 | 97.60 | 2,063,947,200 | 96.95 | 2,048,165,700 | 23.47 |
| 3 | 第12回利付国債(物価連動・10年) | 国債証券 | 日本 | 1.2 | 2017年6月10日 | 1,800,000,000 | 93.25 | 1,688,571,000 | 92.85 | 1,679,656,500 | 19.25 |
| 4 | 第3回利付国債(物価連動・10年) | 国債証券 | 日本 | 0.5 | 2014年12月10日 | 1,200,000,000 | 93.15 | 1,120,035,600 | 92.70 | 1,113,512,400 | 12.76 |
| 5 | 第1回利付国債(物価連動・10年) | 国債証券 | 日本 | 1.2 | 2014年3月10日 | 632,000,000 | 98.90 | 626,298,096 | 98.35 | 622,193,572 | 7.13 |
| 6 | 第5回利付国債(物価連動・10年) | 国債証券 | 日本 | 0.8 | 2015年9月10日 | 140,000,000 | 93.40 | 131,544,560 | 93.00 | 130,851,000 | 1.49 |

評価額金額は、各物価連動国債の連動係数(全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)の変動を反映させるための係数)を考慮

した金額です。

投資有価証券の種類別投資比率

| 国内 / 外国 | 種類 | 投資比率 (%) |
|---------|-----------|----------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 99.96 |
| | 合計 | 99.96 |

(参考) MHAM物価連動国債マザーファンド

| 国内 / 外国 | 種類 | 投資比率 (%) |
|---------|------|----------|
| 国内 | 国債証券 | 99.16 |
| | 合計 | 99.16 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月23日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 期 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|-----|------------|------------|--------|--------------|--------|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 1期 | 平成17年3月25日 | 4,339 | 4,353 | 1.0588 | 1.0623 |
| 2期 | 平成17年9月26日 | 6,173 | 6,194 | 1.0369 | 1.0404 |
| 3期 | 平成18年3月27日 | 7,607 | 7,633 | 1.0312 | 1.0347 |
| 4期 | 平成18年9月25日 | 9,854 | 9,888 | 1.0222 | 1.0257 |
| 5期 | 平成19年3月26日 | 9,993 | 10,027 | 1.0091 | 1.0126 |
| 6期 | 平成19年9月25日 | 9,665 | 9,699 | 1.0084 | 1.0119 |
| 7期 | 平成20年3月25日 | 9,426 | 9,458 | 1.0199 | 1.0234 |
| 8期 | 平成20年9月25日 | 9,362 | 9,395 | 0.9950 | 0.9985 |
| 9期 | 平成21年3月25日 | 8,351 | 8,383 | 0.9314 | 0.9349 |
| 10期 | 平成21年9月25日 | 8,551 | 8,582 | 0.9742 | 0.9777 |
| | 平成20年10月末日 | 8,475 | | 0.9238 | |
| | 平成20年11月末日 | 8,331 | | 0.9071 | |
| | 平成20年12月末日 | 8,568 | | 0.9393 | |
| | 平成21年1月末日 | 8,521 | | 0.9367 | |
| | 平成21年2月末日 | 8,036 | | 0.8966 | |
| | 平成21年3月末日 | 8,248 | | 0.9187 | |
| | 平成21年4月末日 | 8,456 | | 0.9293 | |

| | | | | | |
|--|-------------|-------|--|--------|--|
| | 平成21年5月末日 | 8,187 | | 0.9104 | |
| | 平成21年6月末日 | 8,279 | | 0.9341 | |
| | 平成21年7月末日 | 8,512 | | 0.9637 | |
| | 平成21年8月末日 | 8,504 | | 0.9664 | |
| | 平成21年9月末日 | 8,549 | | 0.9736 | |
| | 平成21年10月23日 | 8,480 | | 0.9692 | |

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 1期 | 0.0035 |
| 2期 | 0.0035 |
| 3期 | 0.0035 |
| 4期 | 0.0035 |
| 5期 | 0.0035 |
| 6期 | 0.0035 |
| 7期 | 0.0035 |
| 8期 | 0.0035 |
| 9期 | 0.0035 |
| 10期 | 0.0035 |

【収益率の推移】

| 期 | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 1期 | 6.23 |
| 2期 | 1.74 |
| 3期 | 0.21 |
| 4期 | 0.53 |
| 5期 | 0.94 |
| 6期 | 0.28 |
| 7期 | 1.49 |
| 8期 | 2.10 |
| 9期 | 6.04 |
| 10期 | 4.97 |

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

- 平成16年6月1日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
 平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行
 平成19年7月1日 ファンドの名称を「DKA物価連動国債ファンド」から「MHAM物価連動国債ファンド」に変更

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の自らの募集にかかる受益権については、委託会社の指定する口座管理機関）は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 取得申込者の取得申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより、異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

| 照会先の名称 | 電話番号 |
|---------------|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | 0120-324-431 |

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する解約金の支払いは、委託会社において行います。

物価連動国債の起債が順調に進んだ場合には、解約代金の支払い開始日を上記の期日以前に変更する場合があります。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

公 社 債 等 : 計算日における以下のいずれかの価額（残存期間1年以内の場合、一部償却原価法により評価する場合があります。）
日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きま
す。）

価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

償却原価法とは、組入有価証券を、買付にかかる約定日（割引債券の場合は受渡日）または当該組入有価証券の償還日の前年応答日（応答日が休日の場合は休日明け営業日）の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額（割引債券の償還価額は税込とします。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した額によって、評価する方法をいいます。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「物価連動」の略称にて記載されています。）に掲載されます。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成16年6月1日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年3月26日から9月25日まで、および9月26日から翌年3月25日までとします。ただし、第1計算期間は平成16年6月1日から平成17年3月25日とします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回るようになる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合

であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これら事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行います。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第9期計算期間(平成20年9月26日から平成21年3月25日まで)及び、第10期計算期間(平成21年3月26日から平成21年9月25日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号（以下「財務諸表等規則」という。））ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号（以下「投資信託財産計算規則」という。））に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により、投資信託財産計算規則は平成21年6月24日付内閣府令第35号によりそれぞれ改正されておりますが、第9期計算期間(平成20年9月26日から平成21年3月25日まで)及び、第10期計算期間(平成21年3月26日から平成21年9月25日まで)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号及び内閣府令第35号附則第16条第2項により改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成20年9月26日から平成21年3月25日まで)及び、第10期計算期間(平成21年3月26日から平成21年9月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

MHAM物価連動国債ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第9期 (平成21年3月25日現在) | 第10期 (平成21年9月25日現在) |
|-----------------|-----------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 64,469,299 | 21,743,961 |
| 親投資信託受益証券 | 8,341,740,352 | 8,589,847,988 |
| 未収利息 | 211 | 77 |
| 流動資産合計 | 8,406,209,862 | 8,611,592,026 |
| 資産合計 | | |
| | 8,406,209,862 | 8,611,592,026 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 31,384,702 | 30,722,319 |
| 未払解約金 | 5,321,129 | 11,312,159 |
| 未払受託者報酬 | 1,536,865 | 1,556,635 |
| 未払委託者報酬 | 16,027,337 | 16,233,427 |
| その他未払費用 | 131,675 | 133,363 |
| 流動負債合計 | 54,401,708 | 59,957,903 |
| 負債合計 | | |
| | 54,401,708 | 59,957,903 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 8,967,057,753 | 8,777,805,498 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 615,249,599 | 226,171,375 |
| 元本等合計 | 8,351,808,154 | 8,551,634,123 |
| 純資産合計 | | |
| | 8,351,808,154 | 8,551,634,123 |
| 負債純資産合計 | | |
| | 8,406,209,862 | 8,611,592,026 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第9期 (自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 3 月25日) | 第10期 (自 平成21年 3 月26日 至 平成21年 9 月25日) |
|---|---|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 45,851 | 14,224 |
| 有価証券売買等損益 | 551,198,594 | 423,107,636 |
| 営業収益合計 | 551,152,743 | 423,121,860 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,536,865 | 1,556,635 |
| 委託者報酬 | 16,027,337 | 16,233,427 |
| その他費用 | 131,675 | 133,363 |
| 営業費用合計 | 17,695,877 | 17,923,425 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 568,848,620 | 405,198,435 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 568,848,620 | 405,198,435 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 568,848,620 | 405,198,435 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 58,055,924 | 1,112,017 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 47,382,800 | 615,249,599 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,706,412 | 42,256,161 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,706,412 | 42,256,161 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 31,395,813 | 26,542,036 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 31,395,813 | 26,542,036 |
| 分配金 | 31,384,702 | 30,722,319 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 615,249,599 | 226,171,375 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第 9 期 (自 平成20年9月26日 至 平成21年3月25日) | 第 10 期 (自 平成21年3月26日 至 平成21年9月25日) |
|-------------------|---|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2 収益・費用の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 | 有価証券売買等損益 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 期別 | 第 9 期 (平成21年3月25日現在) | 第 10 期 (平成21年9月25日現在) |
|-------------------------------------|----|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 計算期間末日の受益権総口数 | | 8,967,057,753口 | 8,777,805,498口 |
| 2 元本の欠損金額 | | 純資産額は元本を615,249,599円下回っております。 | 純資産額は元本を226,171,375円下回っております。 |
| 3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額) | | 0.9314 円 (9,314 円) | 0.9742 円 (9,742 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第 9 期 (自 平成20年9月26日 至 平成21年3月25日) | 第 10 期 (自 平成21年3月26日 至 平成21年9月25日) |
|---|---|--|
| | (単位:円) | (単位:円) |
| 1 分配金の計算過程 | | |
| 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (19,096,792円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(63,885,961円)、分配準備積立金(4,490,670円)より、分配対象収益は87,473,423円(1万口当たり97円)であり、うち31,384,702円(1万口当たり35円)を分配金額としております。 | | 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (35,231,063円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(51,582,101円)、分配準備積立金(3,852,184円)より、分配対象収益は90,665,348円(1万口当たり103円)であり、うち30,722,319円(1万口当たり35円)を分配金額としております。 |
| 配当等収益 | 19,096,792 | 35,231,063 |
| 有価証券売買等損益 | 0 | 0 |
| 収益調整金 | 63,885,961 | 51,582,101 |
| 分配準備積立金 | 4,490,670 | 3,852,184 |
| 分配可能額 | 87,473,423 | 90,665,348 |

| | | | |
|-------|------------|-------|------------|
| 収益分配額 | 31,384,702 | 収益分配額 | 30,722,319 |
|-------|------------|-------|------------|

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

| 項 目 | 期別 | 第 9 期 （平成21年3月25日現在） | 第 10 期 （平成21年9月25日現在） |
|-----------|----|-------------------------|--------------------------|
| 1 期首元本額 | | 9,409,581,066 円 | 8,967,057,753 円 |
| 期中追加設定元本額 | | 433,304,358 円 | 422,825,879 円 |
| 期中一部解約元本額 | | 875,827,671 円 | 612,078,134 円 |

有価証券関係

売買目的有価証券

第 9 期（自 平成20年9月26日 至 平成21年3月25日）

| 種類 | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円） |
|-----------|---------------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 8,341,740,352 | 510,714,371 |
| 合計 | 8,341,740,352 | 510,714,371 |

第 10 期（自 平成21年3月26日 至 平成21年9月25日）

| 種類 | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円） |
|-----------|---------------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 8,589,847,988 | 424,991,062 |
| 合計 | 8,589,847,988 | 424,991,062 |

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM物価連動国債ファンド

(平成21年9月25日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|------------|-------------------|------------------------------|-------------------------|----|
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | MHAM物価連動国債マザーファンド | 8,110,516,465 | 8,589,847,988 | |
| | 日本・円 小計 | 銘柄数 組入時価比率 | 8,110,516,465 1 100.4% | 8,589,847,988 100.0% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 8,589,847,988 | |

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

MHAM物価連動国債マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| 区分 | (平成21年3月25日現在) | (平成21年9月25日現在) |
|-----------------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 97,676,743 | 117,826,534 |
| 国債証券 | 8,469,852,112 | 8,701,402,456 |
| 未収利息 | 19,403,106 | 16,590,811 |
| 前払費用 | | 3,619,959 |
| 流動資産合計 | 8,586,931,961 | 8,839,439,760 |
| 資産合計 | 8,586,931,961 | 8,839,439,760 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | | 499,999 |
| 流動負債合計 | | 499,999 |
| 負債合計 | | 499,999 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 8,528,827,087 | 8,345,778,583 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 58,104,874 | 493,161,178 |
| 元本等合計 | 8,586,931,961 | 8,838,939,761 |
| 純資産合計 | 8,586,931,961 | 8,838,939,761 |
| 負債純資産合計 | 8,586,931,961 | 8,839,439,760 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | (自平成20年9月26日 至平成21年3月25日) | (自平成20年9月26日 至平成21年9月25日) |
|-------------------|--|------------------------------|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券 個別法により時価に基づいて評価しております。なお、物価連動国債については、社団法人投資信託協会の業務部会申し合わせにより、区分処理は行わず、有価証券全体を時価評価しております。 | 国債証券 同左 |
| 2 収益・費用の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 | 有価証券売買等損益 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 期別 | (平成21年3月25日現在) | (平成21年9月25日現在) |
|-------------------------------------|----|------------------------|------------------------|
| 1 計算期間末日の受益権総口数 | | 8,528,827,087口 | 8,345,778,583口 |
| 2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額) | | 1.0068 円 (10,068 円) | 1.0591 円 (10,591 円) |

(その他の注記)

| 項目 | 期別 | (平成21年3月25日現在) | (平成21年9月25日現在) |
|---|----|---------------------------------|---------------------------------|
| 1 親投資信託の期首における元本額 | | 9,016,200,091 円 (平成20年9月26日) | 9,016,200,091 円 (平成20年9月26日) |
| 期中追加設定元本額 | | 77,262,696 円 | 280,496,515 円 |
| 期中一部解約元本額 | | 564,635,700 円 | 950,918,023 円 |
| 2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額 | | | |
| 期末元本額 | | 8,528,827,087 円 | 8,345,778,583 円 |
| MHAM物価連動国債ファンド | | 8,285,399,635 円 | 8,110,516,465 円 |
| MHAM物価連動国債ファンドVA [適格機関投資家専用] | | 243,427,452 円 | 235,262,118 円 |

有価証券関係

売買目的有価証券

(自 平成20年9月26日 至 平成21年3月25日)

| 種類 | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円） |
|------|---------------|--------------------------|
| 国債証券 | 8,469,852,112 | 564,374,234 |
| 合計 | 8,469,852,112 | 564,374,234 |

(自 平成20年9月26日 至 平成21年9月25日)

| 種類 | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円） |
|------|---------------|--------------------------|
| 国債証券 | 8,701,402,456 | 88,239,900 |
| 合計 | 8,701,402,456 | 88,239,900 |

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM物価連動国債マザーファンド

(平成21年9月25日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------------|------|--------------------|-----------------------------|-------------------------|----|
| 国債証券 | | | | | |
| 日本・円 | 日本・円 | 第1回利付国債（物価連動・10年） | 632,000,000 | 626,298,096 | |
| | | 第2回利付国債（物価連動・10年） | 2,100,000,000 | 2,063,947,200 | |
| | | 第3回利付国債（物価連動・10年） | 1,200,000,000 | 1,120,035,600 | |
| | | 第4回利付国債（物価連動・10年） | 3,305,000,000 | 3,071,006,000 | |
| | | 第5回利付国債（物価連動・10年） | 140,000,000 | 131,544,560 | |
| | | 第12回利付国債（物価連動・10年） | 1,800,000,000 | 1,688,571,000 | |
| 日本・円 小計 | | 銘柄数 組入時価比率 | 9,177,000,000 6 98.4% | 8,701,402,456 100.0% | |
| 国債証券 合計 | | | | 8,701,402,456 | |
| 合計 | | | | 8,701,402,456 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年10月23日現在）

| | |
|-------------------|---------------|
| 資産総額（円） | 8,490,425,570 |
| 負債総額（円） | 9,698,520 |
| 純資産総額（ - ）（円） | 8,480,727,050 |
| 発行済口数（口） | 8,750,667,018 |
| 1口当たり純資産額（ / ）（円） | 0.9692 |

（参考）MHAM物価連動国債マザーファンド

| | |
|-------------------|---------------|
| 資産総額（円） | 8,725,406,078 |
| 負債総額（円） | |
| 純資産総額（ - ）（円） | 8,725,406,078 |
| 発行済口数（口） | 8,279,462,645 |
| 1口当たり純資産額（ / ）（円） | 1.0539 |

第5 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

| 期 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 1期 | 4,764,999,784 | 666,742,753 | 4,098,257,031 |
| 2期 | 2,278,491,901 | 423,239,371 | 5,953,509,561 |
| 3期 | 1,898,567,357 | 474,487,766 | 7,377,589,152 |
| 4期 | 2,955,554,464 | 692,518,880 | 9,640,624,736 |
| 5期 | 998,288,562 | 735,482,806 | 9,903,430,492 |
| 6期 | 1,031,206,903 | 1,349,543,492 | 9,585,093,903 |
| 7期 | 663,752,651 | 1,006,369,078 | 9,242,477,476 |
| 8期 | 1,017,917,555 | 850,813,965 | 9,409,581,066 |
| 9期 | 433,304,358 | 875,827,671 | 8,967,057,753 |
| 10期 | 422,825,879 | 612,078,134 | 8,777,805,498 |

（注）第1期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

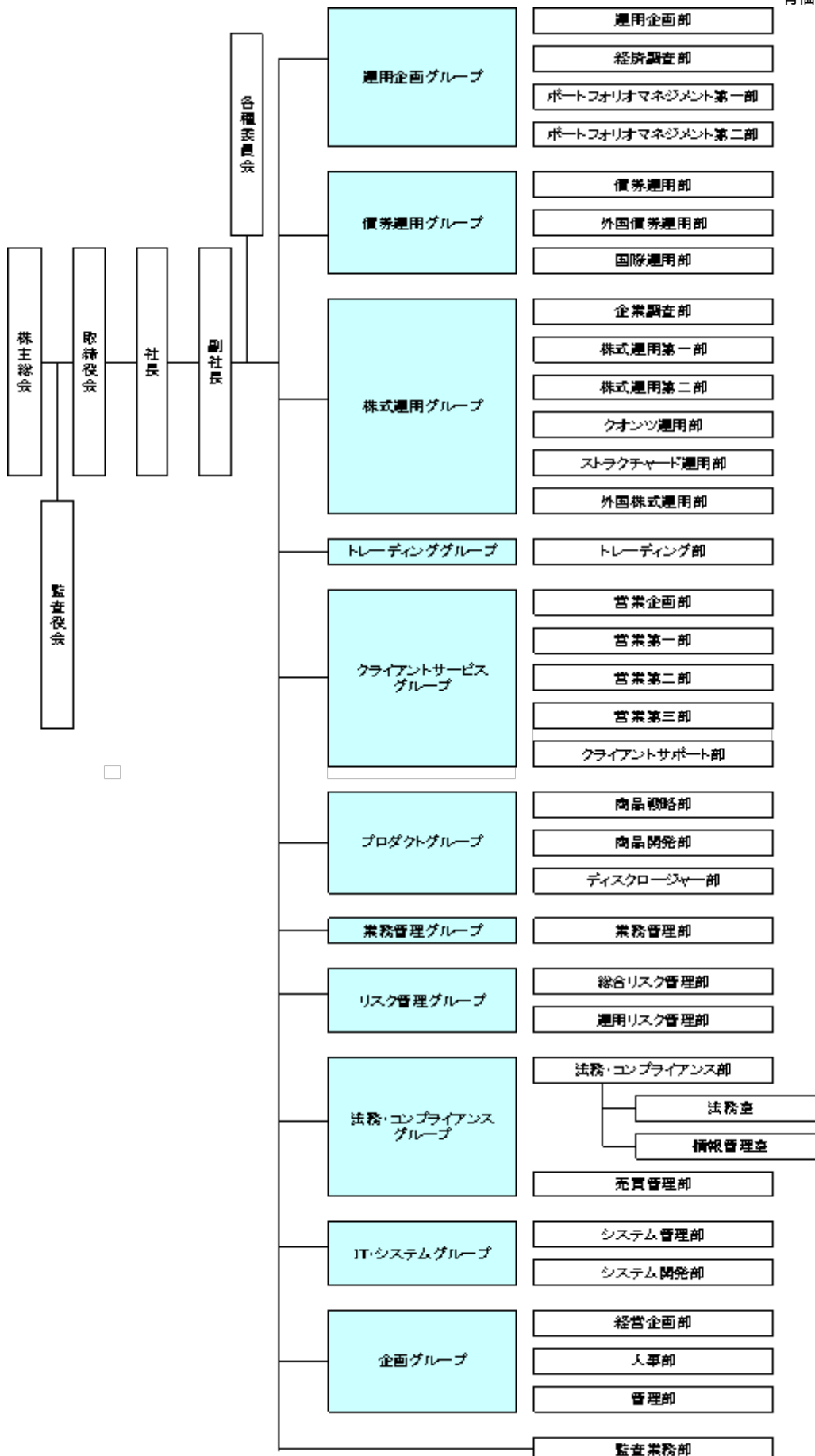
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

| | | |
|---------------|-----------|------------|
| 平成21年11月30日現在 | 資本金 | 20億4,560万円 |
| | 発行する株式の総数 | 200万株 |
| | 発行済株式の総数 | 1,052,070株 |

(2) 会社の機構(平成21年11月30日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年10月23日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額(円) |
|----------------|-----|-------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 289,633,572,646 |
| 追加型株式投資信託 | 192 | 1,449,569,433,663 |
| 追加型金銭信託受益権投資信託 | 12 | 20,809,683,771 |
| 単位型株式投資信託 | 66 | 201,475,294,517 |
| 合計 | 286 | 1,961,487,984,597 |

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金 | 625 | 330 |
| 預金 | 7,065,880 | 12,944,930 |
| 有価証券 | 11,992,744 | 699,650 |
| 前払費用 | 105,790 | 95,060 |
| 未収入金 | 5,454 | 107,717 |
| 未収委託者報酬 | 2,310,464 | 1,541,471 |
| 未収運用受託報酬 | 491,894 | 463,544 |
| 繰延税金資産 | 221,401 | 170,033 |
| その他流動資産 | 153,475 | 168,518 |
| 貸倒引当金 | 1,401 | 1,002 |
| 流動資産合計 | 22,346,330 | 16,190,255 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 299,699 | 262,456 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 202,763 | 168,704 |
| リース資産（純額） | - | 17,252 |
| 有形固定資産合計 | 1 502,463 | 1 448,414 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 12,747 | 12,747 |
| ソフトウェア | 20,840 | 9,688 |
| その他無形固定資産 | 477 | 404 |
| 無形固定資産合計 | 1 34,064 | 1 22,840 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 2 2,649,681 | 7,337,632 |
| 長期差入保証金 | 578,457 | 577,850 |
| 会員権 | 19,500 | 19,500 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 繰延税金資産 | 117,433 | 241,963 |
| その他 | 4,200 | 12,646 |
| 投資その他の資産合計 | 3,369,271 | 8,189,593 |
| 固定資産合計 | 3,905,799 | 8,660,848 |
| 資産合計 | 26,252,129 | 24,851,103 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 25,271 | 310,663 |
| リース債務 | - | 8,154 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 2,498 | 1,211 |
| 未払償還金 | 82,809 | 59,604 |
| 未払手数料 | 1,000,605 | 653,229 |
| その他未払金 | 25,942 | 18,206 |
| 未払金合計 | 1,111,857 | 732,252 |
| 未払費用 | 1,294,253 | 975,985 |
| 未払法人税等 | 622,172 | 416 |
| 未払消費税等 | 136,087 | - |
| 賞与引当金 | 330,000 | 357,300 |
| 流動負債合計 | 3,519,641 | 2,384,772 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | - | 22,465 |
| 長期未払金 | 14,667 | 7,965 |
| 退職給付引当金 | 78,809 | - |
| 役員退職慰労引当金 | 71,728 | 86,774 |
| その他固定負債 | - | 5,355 |
| 固定負債合計 | 165,204 | 122,560 |
| 負債合計 | 3,684,845 | 2,507,332 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 128,584 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 104,600 | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | 100,000 | 100,000 |
| 別途積立金 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 5,677,723 | 5,550,806 |
| 利益剰余金合計 | 15,810,907 | 15,683,990 |
| 株主資本合計 | 22,572,982 | 22,446,065 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 5,698 | 102,294 |
| 評価・換算差額等合計 | 5,698 | 102,294 |

| | | |
|---------|------------|------------|
| 純資産合計 | 22,567,284 | 22,343,771 |
| 負債純資産合計 | 26,252,129 | 24,851,103 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 19,457,777 | 16,239,947 |
| 運用受託報酬 | 2,416,074 | 2,382,150 |
| その他営業収益 | 990 | - |
| 営業収益合計 | 21,874,842 | 18,622,097 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 8,694,634 | 7,324,723 |
| 広告宣伝費 | 506,498 | 403,189 |
| 公告費 | 4,648 | 333 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 674,590 | 752,457 |
| 委託調査費 | 4,020,211 | 3,325,622 |
| 図書費 | 7,947 | 11,105 |
| 調査費合計 | 4,702,750 | 4,089,185 |
| 委託計算費 | 238,758 | 175,717 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 70,397 | 66,046 |
| 印刷費 | 241,701 | 258,312 |
| 協会費 | 15,284 | 18,680 |
| 諸会費 | 3,122 | 2,786 |
| その他 | 71,874 | 87,262 |
| 営業雑経費合計 | 402,381 | 433,087 |
| 営業費用合計 | 14,549,671 | 12,426,237 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 117,432 | 138,599 |
| 給料手当 | 1,887,640 | 2,232,878 |
| 賞与 | 324,158 | 363,519 |
| 給料合計 | 2,329,231 | 2,734,996 |
| 交際費 | 775 | 1,351 |
| 旅費交通費 | 114,064 | 111,430 |
| 租税公課 | 99,402 | 53,660 |
| 不動産賃借料 | 471,669 | 512,167 |
| 退職給付費用 | 108,459 | 119,728 |
| 福利厚生費 | 297,547 | 361,478 |
| 貸倒引当金繰入 | 383 | - |
| 賞与引当金繰入 | 300,575 | 357,300 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 32,114 | 21,351 |
| 固定資産減価償却費 | 115,621 | 126,603 |
| 諸経費 | 417,678 | 422,564 |
| 一般管理費合計 | 4,287,523 | 4,822,632 |

| | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 営業利益 | 3,037,647 | 1,373,227 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 20,969 | 16,524 |
| 有価証券利息 | 43,685 | 49,988 |
| 受取利息 | 18,805 | 20,577 |
| 有価証券償還益 | 601,092 | - |
| 時効到来償還金等 | 77,733 | 17,667 |
| 雑収入 | 31,780 | 8,325 |
| 営業外収益合計 | 794,067 | 113,083 |
| 営業外費用 | | |
| 時効到来償還金等払戻損 | 2,632 | 48,628 |
| 有価証券解約損 | 20,510 | 6,915 |
| ヘッジ会計に係る損失 | - | 9,357 |
| 雑損失 | 4,527 | 12,493 |
| 営業外費用合計 | 27,670 | 77,395 |
| 経常利益 | 3,804,044 | 1,408,915 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | - | 3,436 |
| 特別利益合計 | - | 3,436 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 1 80,910 | - |
| 合併関連費用 | 836,999 | - |
| ゴルフ会員権評価損 | 4,000 | - |
| システム統合費用 | - | 201,974 |
| リース会計基準適用に伴う影響額 | - | 14,726 |
| 保養所処分損 | - | 3,353 |
| 投資有価証券評価損 | - | 529 |
| 特別損失合計 | 921,909 | 220,583 |
| 税引前当期純利益 | 2,882,134 | 1,191,768 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,171,403 | 466,036 |
| 法人税等調整額 | 10,164 | 6,892 |
| 法人税等合計 | 1,161,239 | 459,144 |
| 当期純利益 | 1,720,894 | 732,624 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|----------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 当期末残高 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| 当期末残高 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | - | 2,450,074 |

| | | |
|----------|------------|------------|
| 当期変動額 | | |
| 合併による増加 | 2,450,074 | - |
| 当期変動額合計 | 2,450,074 | - |
| 当期末残高 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 2,266,400 | 4,716,474 |
| 当期変動額 | | |
| 合併による増加 | 2,450,074 | - |
| 当期変動額合計 | 2,450,074 | - |
| 当期末残高 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 前期末残高 | 128,584 | 128,584 |
| 当期末残高 | 128,584 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | | |
| 前期末残高 | 104,600 | 104,600 |
| 当期末残高 | 104,600 | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | | |
| 前期末残高 | 100,000 | 100,000 |
| 当期末残高 | 100,000 | 100,000 |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 当期末残高 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 4,463,878 | 5,677,723 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 507,049 | 859,541 |
| 当期純利益 | 1,720,894 | 732,624 |
| 当期変動額合計 | 1,213,845 | 126,917 |
| 当期末残高 | 5,677,723 | 5,550,806 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 14,597,062 | 15,810,907 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 507,049 | 859,541 |
| 当期純利益 | 1,720,894 | 732,624 |
| 当期変動額合計 | 1,213,845 | 126,917 |
| 当期末残高 | 15,810,907 | 15,683,990 |
| 自己株式 | | |
| 前期末残高 | 720,201 | - |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の処分 | 720,201 | - |
| 当期変動額合計 | 720,201 | - |
| 当期末残高 | - | - |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 18,188,861 | 22,572,982 |
| 当期変動額 | | |
| 合併による増加 | 2,450,074 | - |
| 剰余金の配当 | 507,049 | 859,541 |
| 当期純利益 | 1,720,894 | 732,624 |
| 自己株式の処分 | 720,201 | - |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 当期変動額合計 | 4,384,121 | 126,917 |
| 当期末残高 | 22,572,982 | 22,446,065 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 440,940 | 5,698 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 446,639 | 96,595 |
| 当期変動額合計 | 446,639 | 96,595 |
| 当期末残高 | 5,698 | 102,294 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 440,940 | 5,698 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 446,639 | 96,595 |
| 当期変動額合計 | 446,639 | 96,595 |
| 当期末残高 | 5,698 | 102,294 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 18,629,801 | 22,567,284 |
| 当期変動額 | | |
| 合併による増加 | 2,450,074 | - |
| 剰余金の配当 | 507,049 | 859,541 |
| 当期純利益 | 1,720,894 | 732,624 |
| 自己株式の処分 | 720,201 | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 446,639 | 96,595 |
| 当期変動額合計 | 3,937,482 | 223,512 |
| 当期末残高 | 22,567,284 | 22,343,771 |

重要な会計方針

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 | 1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 |
| 2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法 | 2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左 |
| 3 固定資産の減価償却方法 | 3 固定資産の減価償却方法 |

| | |
|--|---|
| <p>有形固定資産...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。</p> <p>（追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法</p> | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法</p> |
|--|---|

| 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|---|---|
| <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> | <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> |
| <p>5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> | <p>5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> |
| <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> | |

| | |
|---|----------------------------|
| <p>7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております</p> | <p>6 ヘッジ会計の方針 同左</p> |
| <p>8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> | <p>7 消費税等の処理方法 同左</p> |

会計方針の変更

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|
| | <p>(リース取引に関する会計基準の適用) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。</p> |

表示方法の変更

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|--|
| <p>(貸借対照表及び損益計算書) 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。</p> | |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年3月31日) |
|---|---|
| 1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 工具、器具及び備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円 | 1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円 |
| 2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。 | |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|----|--------|------|--------|------|-----|----|--------|--|
| 1 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>67,501</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>12,958</td> </tr> <tr> <td>売却経費</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>80,910</td> </tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。 | 種類 | 金額(千円) | 建物 | 67,501 | 器具備品 | 12,958 | 売却経費 | 450 | 合計 | 80,910 | |
| 種類 | 金額(千円) | | | | | | | | | | |
| 建物 | 67,501 | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 12,958 | | | | | | | | | | |
| 売却経費 | 450 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 80,910 | | | | | | | | | | |

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

| | | | | |
|--|---------|---------|--------|-----------|
| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | |
| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
| 普通株式(株) | 839,200 | 212,870 | - | 1,052,070 |
| (変動事由の概要) 増加数の内訳は、次の通りであります。 合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株 | | | | |
| 2. 自己株式に関する事項 | | | | |
| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
| 普通株式(株) | 26,620 | - | 26,620 | - |
| (変動事由の概要) 減少数の内訳は、次の通りであります。 合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株 | | | | |
| 3. 配当に関する事項 | | | | |

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

| | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2) 1株当たり配当額 | 624円 |
| 3) 基準日 | 平成19年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 平成19年6月18日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 859,541,190円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 817円 |
| 4) 基準日 | 平成20年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 平成20年6月18日 |

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月17日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

| | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 859,541,190円 |
| 2) 1株当たり配当額 | 817円 |
| 3) 基準日 | 平成20年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 平成20年6月18日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月16日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 366,120,360円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 348円 |
| 4) 基準日 | 平成21年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 平成21年6月17日 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | |
|--|-----------------------|---------------------|------------|--|--|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | | | | 1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 | |
| リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | | | | リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 | |
| | 工具、器具 及び備品 (千円) | 車両及び 運搬具 (千円) | 合計 (千円) | リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。 | |
| 取得価額相当額 | 55,599 | 11,885 | 67,484 | | |
| 減価償却累計額 相当額 | 21,250 | 3,921 | 25,172 | | |
| 期末残高相当額 | 34,348 | 7,963 | 42,312 | | |

| | |
|---|----------|
| 未経過リース料期末残高相当額 | |
| 1年以内 | 11,412千円 |
| 1年超 | 33,413千円 |
| 合計 | 44,825千円 |
| 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 | |
| 支払リース料 | 12,097千円 |
| 減価償却費相当額 | 10,797千円 |
| 支払利息相当額 | 1,625千円 |
| 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 | |
| 減価償却費相当額の算定方法 | |
| ...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |
| 利息相当額の算定方法 | |
| ...リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | |

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 前事業年度 (平成20年3月31日) | | | 当事業年度 (平成21年3月31日) | | |
|--------------------------|-----------------------|------------------------------------|------------|-----------------------|------------------------------------|------------|
| | 取得原価 (千円) | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) | 取得原価 (千円) | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | | | | |
| 株式 | 14,345 | 19,169 | 4,824 | 14,345 | 17,537 | 3,192 |
| 債券 | 3,499,629 | 3,499,744 | 115 | 25,046 | 25,112 | 66 |
| 証券投資信託 | 999,300 | 1,059,940 | 60,639 | 2,714,944 | 2,770,741 | 55,796 |
| 小計 | 4,513,275 | 4,578,854 | 65,579 | 2,754,335 | 2,813,391 | 59,055 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | | | | |
| 株式 | 63,670 | 52,065 | 11,605 | 63,670 | 36,935 | 26,735 |
| 債券 | 7,018,427 | 7,018,072 | 354 | 699,654 | 699,650 | 4 |
| 証券投資信託 | 1,045,581 | 982,354 | 63,226 | 4,198,602 | 3,993,813 | 204,789 |
| 小計 | 8,127,679 | 8,052,492 | 75,186 | 4,961,927 | 4,730,398 | 231,529 |
| 合計 | 12,640,954 | 12,631,346 | 9,607 | 7,716,263 | 7,543,789 | 172,473 |

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

| 区分 | 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売却額（千円） | 113,315 | 21,022 |
| 売却益の合計額（千円） | | 3,436 |

| | | |
|-------------|--|--|
| 売却損の合計額(千円) | | |
|-------------|--|--|

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

| | |
|--------|-------------|
| 解約・償還額 | 2,807,380千円 |
| 解約・償還益 | 616,142千円 |
| 解約・償還損 | 20,768千円 |

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| 解約・償還額 | 273,772千円 |
| 解約・償還益 | 1,293千円 |
| 解約・償還損 | 6,915千円 |

3 時価評価されていない有価証券

| 内容 | 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| | 貸借対照表計上額(千円) | 貸借対照表計上額(千円) |
| 非上場株式 | 511,079 | 493,493 |
| 国内CD | 1,500,000 | |

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

| 区分 | 1年以内(千円) | 1年超5年以内(千円) | 5年超10年以内(千円) | 10年超(千円) |
|--------|------------|-------------|--------------|----------|
| 債券 | | | | |
| 国債 | 10,492,744 | 25,072 | | |
| 証券投資信託 | | | | |
| 国内CD | 1,500,000 | | | |
| 合計 | 11,992,744 | 25,072 | | |

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

| 区分 | 1年以内(千円) | 1年超5年以内(千円) | 5年超10年以内(千円) | 10年超(千円) |
|----|----------|-------------|--------------|----------|
| 債券 | | | | |
| 国債 | 699,650 | 25,112 | | |
| 合計 | 699,650 | 25,112 | | |

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

| | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|

| | |
|--|--|
| <p>1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。</p> <p>2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。</p> <p>5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。</p> | <p>1 取引の内容 同左</p> <p>2 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3 取引の利用目的 同左</p> <p>4 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> |
|--|--|

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

| | | |
|---------|------|-----------|
| 退職給付債務 | (注1) | 510,895千円 |
| 年金資産 | | 432,086千円 |
| 退職給付引当金 | | 78,809千円 |

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法(在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

| | | |
|------|------|-----------|
| 勤務費用 | (注1) | 108,459千円 |
|------|------|-----------|

| | |
|--------|-----------|
| 退職給付費用 | 108,459千円 |
|--------|-----------|

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

| | |
|-------------|----------------|
| 割引率 | 2.5%及び4.5% |
| 予定計算利率 | 0.75%及び1.00% |
| 過去勤務債務の償却方法 | 定額償却 |
| 過去勤務債務の償却割合 | 20/100及び35/100 |

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

| | | |
|--------|------|-----------|
| 退職給付債務 | (注1) | 536,082千円 |
| 年金資産 | | 536,729千円 |

退職給付引当金

| | |
|--------|-------|
| 前払年金費用 | 646千円 |
|--------|-------|

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

| | | |
|------|------|-----------|
| 勤務費用 | (注1) | 119,728千円 |
|------|------|-----------|

| | |
|--------|-----------|
| 退職給付費用 | 119,728千円 |
|--------|-----------|

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳 | 1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 有価証券償却超過額 | 11,432千円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 33,791千円 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 134,277千円 |
| 退任役員退職年金未払金 | 12,285千円 |
| ゴルフ会員権償却超過額 | 62,754千円 |
| 未払事業税 | 58,774千円 |
| 退職給付引当金 | 32,067千円 |
| 減損損失 | 9,195千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,909千円 |
| その他 | 56,600千円 |
| 小計 | 415,087千円 |
| 評価性引当額 | 76,252千円 |
| | |
| | 有価証券償却超過額 |
| | 11,432千円 |
| | ソフトウェア償却超過額 |
| | 125,208千円 |
| | 賞与引当金損金算入限度超過額 |
| | 145,385千円 |
| | 退任役員退職年金未払金 |
| | 5,968千円 |
| | ゴルフ会員権償却超過額 |
| | 31,121千円 |
| | その他有価証券評価差額金 |
| | 70,179千円 |
| | その他 |
| | 69,737千円 |
| | 繰延税金資産小計 |
| | 459,033千円 |
| | 評価性引当額 |
| | 44,620千円 |
| | 繰延税金資産合計 |
| | 414,413千円 |
| | 繰延税金負債 |
| | 未払事業税 |
| | 2,152千円 |

| | | | |
|--|-----------|---|-----------|
| 繰延税金資産の純額 | 338,834千円 | 前払年金費用 | 263千円 |
| | | 繰延税金負債合計 | 2,415千円 |
| | | 繰延税金資産の純額 | 411,997千円 |
| 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 | | 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | |
| | | 法定実効税率 | 40.69% |
| | | (調整) | |
| | | 評価性引当額 | 2.65% |
| | | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.42% |
| | | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.26% |
| | | 住民税等均等割 | 0.35% |
| | | その他 | 0.02% |
| | | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.53% |

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 第一勲業アセットマネジメント株式会社(当社)

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日(平成19年7月1日)の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

| 属性 | 名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|--------------------|---------|------------------|----------|--------------------|--------|--------|---------|----------|----|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区 | 1,540,965 百万円 | 子会社の経営管理 | 被所有 直接 98.7% | なし | 経営管理 | 自己株式の処分 | 679,105 | | |

(2) 兄弟会社

| 属性 | 名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権の所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---------|------------------|---------|----------------|-------|------------|--------|---------|-------|------------|---------|-----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 650,000 百万円 | 銀行業 | なし | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 3,110,308 | 未払手数料 | 411,412 |
| 親会社の子会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区 | 80,288 百万円 | 証券業 | 直接 0.0% | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 2,007,488 | 未払手数料 | 193,543 |
| 親会社の子会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 247,231 百万円 | 信託銀行業 | なし | なし | 信託財産の管理 | 委託者報酬 | 12,559,261 | 未収委託者報酬 | 1,801,982 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|------------------|---------|----------------|-------|----------------|-----------|-------|------------|---------|-----------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 650,000 百万円 | 銀行業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 2,882,983 | 未払手数料 | 246,189 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区 | 80,288 百万円 | 証券業 | 所有 直接0.0% | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 1,342,543 | 未払手数料 | 118,580 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 247,231 百万円 | 信託銀行業 | なし | 信託財産の管理 | 委託者報酬 | 11,271,538 | 未収委託者報酬 | 1,255,215 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|
| 1株当たり純資産額 21,450.36円 | 1株当たり純資産額 21,237.91円 |
| 1株当たり当期純利益 1,733.85円 | 1株当たり当期純利益 696.36円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 |
| （1株当たり当期純利益の算定上の基礎） | （1株当たり当期純利益の算定上の基礎） |
| 損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円 | 損益計算書上の当期純利益 732,624千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円 | 普通株式に係る当期純利益 732,624千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 |
| 普通株式の期中平均株式数 992,524株 | 普通株式の期中平均株式数 1,052,070株 |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年11月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年11月30日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

| 名称 | | 資本金の額 (百万円) | 事業の内容 |
|----------|-------------|----------------|--|
| (1) 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 247,231 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。 |

| | | | |
|--------------|-----------------|--|----------------------------------|
| (2) 販売会社 | 岩井証券株式会社 | 10,004 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| | SMBCフレンド証券株式会社 | 27,270 | |
| | 株式会社SBI証券 | 47,937 | |
| | 佐世保証証券株式会社 | 182 | |
| | 大熊本証券株式会社 | 343 | |
| | 日産センチュリー証券株式会社 | 1,500 | |
| | 野村証券株式会社 | 10,000 | |
| | フィデリティ証券株式会社 | 4,207 | |
| | マネックス証券株式会社 | 7,425 | |
| | 楽天証券株式会社 | 7,445 | |
| | リテラ・クリア証券株式会社 | 3,794 | |
| | 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,070,965 | |
| | イーバンク銀行株式会社 | 54,997 | |
| | 株式会社岩手銀行 | 12,089 | |
| | 株式会社関東つくば銀行 | 31,368 | |
| | 株式会社京都銀行 | 36,950 | |
| | 株式会社ジャパネット銀行 | 37,250 | |
| | 株式会社新生銀行 | 476,296 | |
| | ソニー銀行株式会社 | 31,000 | |
| | 株式会社千葉興業銀行 | 57,941 | |
| | 株式会社中国銀行 | 15,149 | |
| | 株式会社東邦銀行 | 18,684 | 保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、損害保険業を営んでいます。 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 85,745 | | |
| 株式会社北洋銀行 | 121,101 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。 | |
| あいおい損害保険株式会社 | 100,005 | | |
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,231 | | |

(注) 資本金の額：平成21年3月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社および野村証券株式会社は新規の受益権の取得のお申込みの取扱いは行っておりません。

3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

委託会社と平成21年12月16日現在の上記関係法人との間の主な資本関係は以下の通りです。

委託会社は販売会社である佐世保証証券株式会社の発行する株式のうち7.74%を保有しております。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託

会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託
受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成21年3月31日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年6月25日 有価証券報告書

平成21年6月25日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年11月2日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 樽本 修平 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM物価連動国債ファンドの平成21年3月26日から平成21年9月25日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM物価連動国債ファンドの平成21年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 樽本 修平 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 茂木 哲也 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 福村 寛 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月29日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 成澤 和己 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 樽本 修平 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM物価連動国債ファンドの平成20年9月26日から平成21年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM物価連動国債ファンドの平成21年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

| | | |
|--------|-------|---------|
| 代表社員 | 公認会計士 | 成澤 和己 印 |
| 業務執行社員 | | |
| 代表社員 | 公認会計士 | 樽本 修平 印 |
| 業務執行社員 | | |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 茂木 哲也 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。